

利用区分別の県土利用の基本方向

- 農地
 - ・農産物の安定供給に不可欠な優良農地の確保と、農地の持つ多面的機能の持続的な発揮
 - ・効率的な農業生産や担い手農家の確保を行うため、農地の大区画化等による農地の集積・集約化
 - ・省力化や低コスト化を実現するための技術導入とスマート農業の加速化による担い手への一層の規模拡大
- 森林
 - ・森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な整備・保全を推進
 - ・都市及びその周辺の森林は、良好な生活環境・自然景観を確保する緑地として積極的に保全
 - ・太陽光発電設備の設置に係る開発の許可基準の適正な運用による森林の公益的機能の確保
- 原野等
 - ・貴重な自然環境を形成しているものは、生態系や景観の維持の観点から保全
 - ・その他の原野や採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しながら適正に利用
- 水面・河川・水路
 - ・地域の安全性を向上するための河川等の整備用地の確保と施設の適切な維持管理・更新
 - ・安定した用水供給のための水利施設等の整備用地の確保と適切な維持管理・更新
- 道路
 - ・高規格道路、一般道路等に必要な用地の確保・整備と適切な維持管理
 - ・農道網や林道網等に必要な用地の確保・整備と適切な維持管理
 - ・道路の整備に当たっては、自然環境の保全や良好な景観・沿道環境の創出・保全に配慮
- 住宅地
 - ・生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成
 - ・耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上
 - ・低・未利用地や空き家、既存住宅ストックの有効活用による用地の確保
- 工業用地
 - ・自然環境・景観への配慮や農林業的土地利用との調整を図りながら、必要な工業用地を確保
 - ・工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効利用
- その他宅地
 - ・経済のソフト化・サービス化等の進展に対応した事務所・店舗等に必要な用地の確保
 - ・大規模集客施設は、都市構造や地域景観への広域的な影響を十分に把握した上で適切な立地を検討
- その他
 - ・公用・公共用施設は、防災機能や環境保全、地域住民等の意向に配慮した必要な用地の確保
 - ・低・未利用地は、居住・事業用地としての再利用や荒廃農地の再生、農地以外への転換等による有効活用を促進
 - ・その他（沿岸域）は、津波・高潮等による災害からの沿岸域での防護や自然環境の保全・生物多様性の確保に配慮

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（単位：km²）

	平成26年 （基準年）	令和 8 年 （目標年次）	令和 5 年		乖離状況 （B-A）
			目標値(A)	実績値(B)	
農地	685	666	671	594	-77
森林	4,975	4,975	4,975	4,957	-18
原野等	45	45	45	46	1
水面・河川・水路	300	301	301	298	-3
道路	355	367	363	359	-4
宅地	627	633	632	642	+10
住宅地	369	369	369	384	+15
工業用地	64	70	69	74	+5
その他の宅地 （事務所・店舗等）	194	194	194	184	-10
その他	792	792	792	881	89
公用・公共用施設 低・未利用地 その他（沿岸域）					
合計	7,779	7,779	7,779	7,777	-2
人口集中地区	426	405			

○農業者の高齢化や後継者不足、耕作条件不利地の荒廃等により、目標値を下回っている。

○工場や太陽光発電設備の設置等による林地開発が一定量生じたことによって

目標値を下回っている。

○住宅地は世帯数の増加等により目標値を上回っている。

地域別の概要

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 （5市5町）	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部地域 （6市4町）	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 （5市2町）	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 （7市1町）	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

必要な措置の概要

- 1 総合的な措置（総合的かつ計画的な県土利用）
 - （1）土地利用関連法制等の適切な運用
 - ・国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用等により、適正な土地利用を確保
 - （2）土地の有効利用の促進
 - ・土地利用が困難な工場跡地や中山間地域における荒廃農地等の地域の実情に応じた有効活用の促進
 - （3）土地利用転換の適正化
 - ・市町の意向を踏まえながら、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮
 - （4）県土に関する調査の推進
 - ・地籍調査の計画的な実施、境界の保全や台帳の整備、流域内の森林整備の状況を把握、適正な管理に向けた調査や検討
 - （5）計画の複合的かつ効果的な推進
 - ・県境を越えた防災・減災対策や物流・観光分野等の施策連携、都市、農山漁村、自然維持地域の広域的な機能分担等による適正な土地利用の推進
 - （6）県土の国民的経営の推進
 - ・県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、多様な主体が、農地、森林、河川等の保全活動に参加

2 区分別の措置

（1）基本方針別

（2）地域別の措置

- ア 伊豆半島地域
- イ 東部地域
- ウ 中部地域
- エ 西部地域